

4 年 金

○心身障害者扶養年金

心身に障がいがあるため、独立自活することが困難な障がい者を扶養している方が、毎月一定の掛金を拠出し、扶養者が死亡した場合、残された障がい者に年金を支給します。

加入資格／市内に居住する 65 歳未満の方で、次に掲げる障がい者を扶養しているもの

- ① 身体障害者手帳 1～3 級の所持者
- ② 療育手帳所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の所持者
- ④ 上記と同程度の障がいがあると認められる者

掛金／加入者の加入時の年齢による。(2口まで加入できます)

加入者の年齢	掛金月額(1口)	加入者の世帯の所得に応じ掛金の減免や加入時の年齢等の条件により一定期間掛け金を掛け続けた場合に掛金が免除されます。さらに、市では、1口目の掛金の1/2を助成しています。
35 歳未満	9,300 円	
35 歳以上 40 歳未満	11,400 円	
40 歳以上 45 歳未満	14,300 円	
45 歳以上 50 歳未満	17,300 円	
50 歳以上 55 歳未満	18,800 円	
55 歳以上 60 歳未満	20,700 円	
60 歳以上 65 歳未満	23,300 円	

支給額／加入者が死亡し、又は重度障がい者と認められたときは、障がい者に年金を支給します。1口加入の場合は月額 2 万円(年額 24 万円)、2口加入の場合は月額 4 万円(年額 48 万円)となります。また、年金受給前に脱退した場合や加入者より前に障がいのある方が死亡した場合は、加入期間に応じ脱退一時金、弔慰金が支給されます。詳しくは障がい者福祉課までご相談ください。

○年金制度

名 称	対象者及び内容	窓 口
障害基礎年金 (拠出)	国民年金加入者が傷病により、国民年金法で定める1級又は2級の障がいの程度に該当したときに支給されます。ただし、次に掲げる要件を満たしている方 ① 初診日から1年6カ月を経過した日又は症状が固定した日 ② 初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていること ③ 被保険者であった人が国内に住所を有し60歳以上65歳未満であるときは、条件があるので確認が必要	保険年金課
障害基礎年金 (無拠出)	20歳前の傷病により、国民年金法で定める1級又は2級の障がいがある方（受給者本人の所得制限有り）	
障害厚生年金	厚生年金の加入中に初診日のある傷病により生じた場合に支給されます。 障害基礎年金に該当しない程度の障がいでも、独自の障害等級表により障害厚生年金(3級)又は障害手当金(一時金)が支給される場合があります。	日本年金機構 佐原年金事務所

年金の相談／毎週水曜日(午前10時～午後3時) 保険年金課

日本年金機構 佐原年金事務所 〒287-8585 香取市佐原口 2116-1
電話 0478-54-1442、FAX 0478-54-4411

ねんきんサテライト成田(なりた) 〒286-0033 成田市花崎町 828-11
(佐原年金事務所成田分室) スカイトウン成田 2階
電話 0476-24-5715、FAX 0476-24-5720

○特別障害給付金制度

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障がい者の方に、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。詳細は、保険年金課にお問い合わせください。